

幡豆地域水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

- ・本協議会の範囲は、幡豆町とする。

(2) 助成対象となり得る水田等の確認方法

- ・水田台帳及び過去の生産調整実績等
(畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。)
7月1日において、かい廃等が行われていないかどうか。

(3) 生産調整実施者の確認方法

- ・農業共済組合から提供された情報及び本協議会による現地調査により確認

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

- ・東海農政局消費・安全部地域第三課及び西三河農業協同組合管内の各地域水田農業推進協議会長から提供された情報

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全て満たす場合における取扱い

- ・ひとつの取組で複数の用途の種類の要件を満たす場合、重複して交付を受けることができるものとする。
- ・同一ほ場で対象作物が2回以上作付けされる場合又は混作が行われる場合は、1番単価の高いものにつき1回限り交付するものとする。
- ・対象作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。

(6) その他の共通事項

助成対象者

- ・生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化に係る拠出を行なっている者。
ただし、作付確定面積の通知を受けていない、または、集荷円滑化に係る拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行なっている者とみなす。また、集荷円滑化対策の生産拠出金を納付していない農業者等であっても、水稻の作付け(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化要領第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。

助成対象要件

- ・国が定める助成水田における作付けであること。
- ・申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、西尾市、一色町、吉良町にあっては本協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は当該水田が所在しているところの協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は、当該水田は助成対象から除外するものとする。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協議会からの配分額	活 用 額				
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		担い手集積加算事業	担い手集積加算事業
				稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金		2,400,000	2,400,000				
稲作構造改革促進交付金	基本部分	0		0		0	0
	担い手集積加算	0			0		0
計		2,400,000	2,400,000	0	0	0	0

(2) 用途ごとの活用計画

(単位：ha、円、円/10a)

用途の分類(記号番号)	助成金の用途の名称	助成対象面積	活 用 額				計	助成単価	支払時期	備考	
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業					担い手集積加算事業
				基本部分からの活用額	担い手集積加算からの活用額						
311	生産調整作物作付けに対する助成(土地収益権者)	17.10	1,542,000	0	0		1,542,000	麦・大豆(担い手管理) 26,000 麦・大豆(個人管理) 10,000 いちご・いちじく 7,000	3月		
C11	生産調整作物作付けに対する助成(担い手)	1.80	324,000	0	0		324,000	麦・大豆 18,000	3月		
7D3	協議会運営費	-	534,000	0	0		534,000	-	随時		
	米値下落等の補てん(基本部分)						0	-	-		
	米値下落等の補てん(担い手集積加算)	当年度分					-	-	-		
		(前年度分)					-	-	-		
計		18.90	2,400,000	0	0	0	2,400,000	-	-		

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	生産調整作物作付けに対する助成（水田の土地使用収益権者への助成）
使途の分類 （記号番号）	311
具体的内容	<p>ＪＡ西三河管内の市町に国が定める助成水田を所有する幡豆町内の農業者（以下「土地使用収益権者」という。）及びＪＡ西三河管内の各地域水田農業ビジョンに定める担い手が麦、大豆、いちご（種苗を含む。）いちじくを作付けした場合、土地使用収益権者に対して交付金を助成する。</p>
効果	<p>担い手への農地利用集積が進み、水稻と転作作物の作付けを計画的に行うことが可能となり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>各作物についても、まとまったほ場で計画的に生産することを要件とすることにより、地域水田農業ビジョンに掲げた各作物作付けの目標達成に資する。</p> <p>効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項の（６）に記載されている助成対象者 ・ 下記の対象作物を作付している、助成対象水田の土地使用収益権者 <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦、大豆、いちご（種苗を含む。）いちじく（平成１６年度以降に植え付けられたもの） <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項の（６）に記載されている助成要件 ・ 収穫を目的とした通常の栽培及び肥培管理が行われていること。 ・ 収穫後、同一年度中に水稻を作付けした場合は交付金を交付しない。 ・ 交付金に小数点以下の端数が発生した場合は、小数点以下を切り捨てた金額を交付する。 <p>出入作水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本協議会の区域外農業者が土地使用収益権を有する地域内の水田（以下「入作水田」という。）は助成対象としない。また、本協議会の区域内農業者が土地使用収益権を有する地区外の水田（以下「出作水田」という。）は助成対象とする。

<p>確認方法</p>	<p>作付面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 <p>水田農業構造改革交付金等営農計画書に基づき現地見回りを行い、作付作物、通常の収穫、通常の肥培管理が行われていることの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地見回り。(確認日：麦5月、大豆10月、水稻の作付けが行われていないこと7月、いちご(種苗を含む。)いちじくの作付けが行われていることを現地見回りにより確認する。(いちご種苗は7月、いちご及びいちじくは10月) また、いちじくについては、平成16年度以降に植え付けられたことを過去の生産調整実績より確認する。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全作業受委託の場合、受委託契約書の写しで確認するものとする。 ・作物の作付者(作業者)が担い手であるか地域水田農業ビジョンにより確認。 ・出作水田の場合は共通事項(6)のとおりとする。
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>助成単価</p> <p>担い手管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦、大豆 ...年1作、年2作共 26,000円/10a <p>個人管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦、大豆 10,000円/10a ・いちご(種苗を含む。)いちじく 7,000円/10a
<p>単価調整の方法</p>	<p>助成に係る費用の合計が愛知県水田農業構造改革事業推進協議会から交付される当該年度の交付予定額を上回ることが判明した場合は、下記により単価の調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × 調整割合</p> <p>調整割合 = (当該年度の交付予定額 - 協議会運営費) / 調整前助成費用の合計金額</p>

助成金の使途の名称	生産調整作物作付けに対する助成（担い手への助成）
使途の分類 （記号番号）	C11
具体的内容	<p>ＪＡ西三河管内の各地域水田農業ビジョンに定められた担い手が、ＪＡ西三河管内の市町に国が定める助成水田を所有する幡豆町内の農業者（以下「土地使用収益権者」という。）から全作業受託により麦、大豆の作付けをした場合、担い手に対して交付金を助成する。</p>
効果	<p>担い手への農地利用集積が進み、水稲と転作作物の作付けを計画的に行うことが可能となり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>各作物についても、まとまったほ場で計画的に生産することを要件とすることにより、地域水田農業ビジョンに掲げた各作物作付けの目標達成に資する。</p> <p>効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件	<p>交付対象者 国が定める助成水田を所有する幡豆町内の農業者で、本協議会から生産調整実施者の確認を受けたものであり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者。</p> <p>各地域水田農業ビジョンに定められた担い手。また、土地使用収益権者が に示す交付要件を満たさない水田についても、担い手がその要件を満たせば当該水田分を助成対象とする。ただし、この場合、交付金の支払いは、担い手のみに行うものとする。</p> <p>共通事項の（６）に記載されている助成対象者</p> <p>対象作物 ・麦、大豆</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収穫後、同一年度中に水稲を作付けした場合は交付金を交付しない。 ・交付金は、農業協同組合に出荷される作物に対して支払う。 ・担い手交付金は、各地域水田農業ビジョンに定められた以下の作業を実施した場合に交付する。収穫後は、速やかに「作業日誌」、「資材購入伝票」を地域協議会まで提出するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 排水対策（麦、大豆）…明渠（営農排水） 2 土壌改良剤の投入（麦、大豆）…地域の実状に応じた資材、投入量を別途指示する。 3 赤カビ病防除（麦）…出穂期～出穂１０日後までに１回以上散布する。 （被害増大が予想される場合は、協議会の指示により回数を増やす場合がある。） 4 紫斑病防除（大豆）…種子消毒 5 全作業受委託により生産されていること。 6 担い手が自作地を耕作した場合は、土地使用収益権者分と担い手分の交付金の合計額が支払われる。 ・地区内農業者が土地使用収益権を有する地域外の水田（以下「出作水田」という。）が、出作水田の属する協議会の定める担い手により麦・大豆を作付けした場合、その担い手に対し、幡豆地域水田農業ビジョンで定める作業（担い手）交付単価を支払うものとする。 ・交付金に小数点以下の端数が発生した場合は、小数点以下を切り捨てた金額を交付する。

<p>確認方法</p>	<p>作付面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 <p>水田農業構造改革交付金等営農計画書に基づき現地見回りを行い、作付作物、通常の収穫、通常の肥培管理が行われていることの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地見回り。(確認日：麦5月、大豆10月、水稻の作付けが行われていないこと7月) <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全作業受委託の場合、受委託契約書の写しで確認するものとする。 ・作物の作付者(作業者)を地域水田農業ビジョン、作業日誌資材購入伝票で確認(麦6月、大豆11月) ・出作水田の場合は共通事項(6)のとおりとする。 						
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>助成単価</p> <table border="0"> <tr> <td>・麦、大豆</td> <td>年2作</td> <td>18,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>・麦、大豆</td> <td>年1作</td> <td>13,000円/10a</td> </tr> </table>	・麦、大豆	年2作	18,000円/10a	・麦、大豆	年1作	13,000円/10a
・麦、大豆	年2作	18,000円/10a					
・麦、大豆	年1作	13,000円/10a					
<p>単価調整の方法</p>	<p>助成に係る費用の合計が愛知県水田農業構造改革事業推進協議会から交付される当該年度の交付予定額を上回ることが判明した場合は、下記により単価の調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × 調整割合</p> <p>調整割合 = (当該年度の交付予定額 - 協議会運営費) / 調整前助成費用の合計金額</p>						

助成金の使途の名称	協議会運営費
使途の分類 (記号番号)	7D3
支出の項目	謝金 旅費 事務等経費(消耗品費(燃料費(自動車燃料に限る。))を含む。) 通信運搬費、雑役務費、会議費、借料及び損料、印刷製本費。)
効果	幡豆地域水田農業推進協議会運営の執行が図られることで、水田農業構造改革の推進等に資する。また、食育に取り組むことにより、食に対する正しい知識の周知を図ると共に、水稻や振興作物等に対する消費の促進を促す。
支出の対象	協議会運営費に係る助成内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金：協議会出席者に対する謝金 水田農業構造改革交付金等営農計画書の作成、提出に係る地区代表者説明会の出席者に対する謝金 水田農業構造改革交付金等営農計画書の配布、回収に対する謝礼 ・ 旅費：協議会の活動に係る旅費 ・ 事務等経費 <ol style="list-style-type: none"> 1 消耗品費：協議会の運営に係る消耗品費(燃料費(自動車燃料に限る。))を含む。) 2 通信運搬費：協議会の運営に係る郵送料、電話料金 3 雑役務費：協議会運営に係る経費の支払いに要する振込手数料 4 会議費：協議会開催に係る会議費 5 借料及び損料：協議会運営に係るコピー機使用料 6 印刷製本費：食育に関するリーフレットの作成料
確認方法	支払いに要した経費については、領収書及び振込依頼書により確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金：開催会議の議事録、振込依頼書：出席者名簿 ・ 旅費：復命書：旅行命令簿(依頼簿) ・ 事務等経費 <ol style="list-style-type: none"> 1 消耗品費：見積書：納品書：請求書：領収書及び振込依頼書 2 通信運搬費：請求書：領収書及び振込依頼書 3 雑役務費：請求書：領収書及び振込依頼書 4 会議費：開催会議の議事録、請求書：領収書及び振込依頼書 5 借料及び損料：見積書：請求書：領収書及び振込依頼書 6 印刷製本費：見積書：納品書：請求書：領収書及び成果品

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	
助成要件	
確認方法	
助成水準	
基準収入及び 当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
単価調整の方法	

(ウ) 担い手集積加算事業

助成金の使途の名称	
助成要件	
確認方法	
助成水準	
基準収入及び 当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
単価調整の方法	

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

使途の区分及び 使途の名称	作目等区分	員 数	単 価	金 額 (円)	備 考
1 大幅な超過達成に 関する使途					
2 地域振興作物の振 興に関する使途					
3 その他意欲的な生 産調整に関する使途					
	合 計				

(2) 使途ごとの内容

使途の名称	
作物等区分	
具体的内容	
効果	
助成の要件	
確認方法	
助成水準 (助成額の算定方法)	
単価調整の方法	

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
		391
合 計	391	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
		391